

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令  
の一部を改正する政令要綱

- 1 次に掲げる特例措置の適用期限を2年延長することとする。
  - (1) 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置（第72条関係）
  - (2) 酒販組合に関する経過措置（第110条関係）
  
- 2 手持品課税等に係る規定の整備を行うこととする。（第89条関係）
  
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行することとする。（附則第1項関係）